

27環資産第842号

平成28年1月19日

産業廃棄物処分業者各位

東京都環境局資源循環推進部

産業廃棄物対策課長 藤井達男

廃棄された食品が産業廃棄物処理業者によって転売された事案について（通知）

平素より、都の産業廃棄物行政にご協力をいただきありがとうございます。

このたび、報道されているとおり、食品関連の事業者から産業廃棄物処理業者に対し、産業廃棄物として処理を依頼されたものを、当該産業廃棄物処理業者が食品として売却し、小売店で販売されていたことが判明しました。

産業廃棄物処理業者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び関係法令に基づき、廃棄物の適正な処理を行うことにより生活環境の保全を行わなければならないところ、受託した廃棄物を不適切に取り扱ったことは、廃棄物処理への信頼を損ないかねない事態です。

貴殿におかれましては、排出事業者との委託契約書に従って適正な処理に努めていただくよう、お願いいたします。

担当

東京都環境局

資源循環推進部産業廃棄物対策課

規制監視係 黒岩、大木、田所

電話：03-5388-3589(直)